

I 感染性胃腸炎(五類感染症、小児科定点報告)について

(1) 保健所の対策の根拠

1 「北海道感染症予防計画(第5版 平成30年3月策定)」道本庁作成

: 感染症法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(積極的疫学調査)については、(中略)②五類感染症の発生に異状が認められる場合、(中略)に行うものとする。

2 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

(令和5年4月28日付け厚生労働省健康局長他発出)

: 4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア(略)。イ同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。ウ(略)。

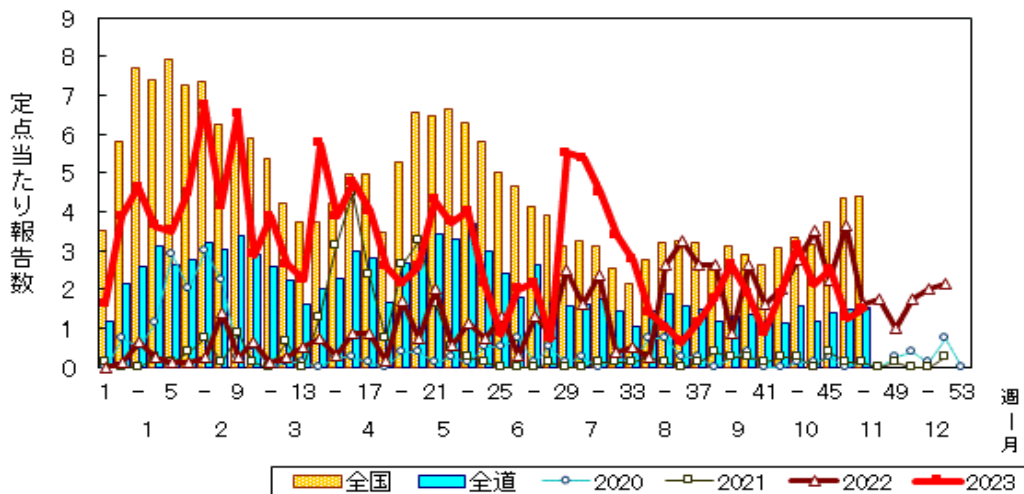
3 「感染症胃腸炎(疑)集団感染事例発生時における対策の手引き(改訂版)」道本庁作成

: 保健所が感染性胃腸炎の集団感染の発生(疑いを含む)を探知した場合に、迅速かつ的確に調査を実施し、感染源や感染経路を究明することにより、感染拡大防止を図るなど、適切な感染症対策を講ずる。

(2) 発生状況

2023年においても高い推移となっている。

- ・ 保育施設での発生数の増加と、地域全体の流行。
- ・ 冬期間の流行から、通年の発生へ。



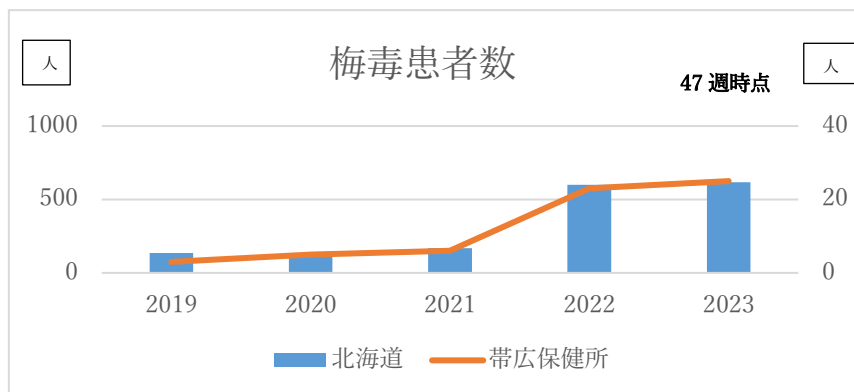
(3) 令和5年度の対策

- 1 感染性胃腸炎の集団の感染症に関する報告について変更
全利用者数3%の患者発生で保健所への連絡を依頼
- 2 感染症予防研修会の実施
感染症認定看護師の協力を得て特に管内で発生が多い地域の保育所向けに実施
講義内容等について保健所ホームページに掲載し、その旨保育所職員あて周知
- 3 「感染性胃腸炎対策ハンドブック」の更新とホームページへの掲載

II 梅毒について

(1) 発生状況

- ・梅毒は全国的にも増加傾向。
- ・2023年第47週(11月20日～11月26日)の時点で全国13490人、北海道は618人、帯広保健所管内は25人と昨年の23人を既に上回った数となっている。



(2) 対策

- 1 帯広保健所のホームページ（梅毒）を更新
- 2 性感染症（梅毒・HIV）パネル展の実施及び予定
 - ア 十勝総合振興局道民ホール（11月29日～12月13日）
 - イ 帯広駅（12月11日～1月9日）
- 3 HIV等専用電話での相談対応及び検査の実施。
- 4 夜間検査の実施（12月）

III 新型コロナウイルス感染症について

(1) 発生状況

別紙参照（資料1）

(2) 対策

- 1 相談対応
- 2 行政検査実施
- 3 高齢者施設感染対策力向上研修 開催
- 4 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に係る連携会議 開催
- 5 対応医療機関拡大への取組（帯広市医師会・十勝医師会への協力依頼）